

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与運用規程（平成24年北上地区消防組合消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
様式第1号（第2条関係） 貸与申請書										様式第1号（第2条関係） 貸与申請書									
消防長 様					（ 年度）					消防長 様					（ 年度）				
所属		階級		番号		氏名				所属		階級		番号		氏名			
品 目		点数	貸与希望 品目(○)	サイズ	使用期間	前回貸与 年度	備 考			品 目		点数	貸与希望 品目(○)	サイズ	使用期間	前回貸与 年度	備 考		
[略]										[略]									
救助服	救助服上衣	100			<u>3</u>					救助服	救助服上衣	100			<u>2</u>				
	救助服ズボン	100			<u>3</u>						救助服ズボン	100			<u>2</u>				
[略]										[略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。